

議案第10号

鶴ヶ島市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例について

鶴ヶ島市議会議員の議員報酬等に関する条例（昭和44年条例第3号）の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和4年2月22日提出

鶴ヶ島市長 齊藤芳久

提 案 理 由

議会議員の期末手当について、職員の期末手当及び勤勉手当との均衡を図るため支給割合を改定したいので、この案を提出するものである。

鶴ヶ島市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例

鶴ヶ島市議会議員の議員報酬等に関する条例（昭和44年条例第3号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の222.5」を「100分の215」に改める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 令和4年6月に支給する期末手当の額は、改正後の第5条第2項の規定により算定される期末手当の額から、令和3年12月に支給された期末手当の額に、222.5分の15を乗じて得た額を減じた額とする。